

番号	委員名	該当部分	要望事項の要旨	理由の要旨	反映する場合の提案文章の要旨	留意点	事務局回答
1	池田委員	1-3 基本理念・基本目標	「交流活動」の記載についても、「共に過ごすための配慮」の趣旨が分かる表現を加えるか、難しければ注釈で補足してほしい。	「交流」「交流活動」という言葉が多く使われており、そこに「共に過ごすための配慮」の趣旨が明示されると、文字から読み取る安心につながるため。	9行目の交流活動に「共に過ごすための配慮」の趣旨が分かる表現を加筆する。加筆が難しい場合は注釈を付す。	前回要望を踏まえ、P16、4行目に「ともに過ごすための環境の整備」と加筆されたことを踏まえ。	「共に過ごすための環境づくり」は共生社会の実現に不可欠であり、交流活動と並行して「日常生活の中で自然に共生できる環境」を整えることが重要であると考えています。このため、本文については現在の表記のままとさせていただきます。
2	山田委員	1-3 基本理念・基本目標	「交流を促進」だけでなく、「共に過ごすための環境づくり」を追記してほしい。	共生社会の実現には交流だけでは不十分であり、日常的に共に過ごせる環境整備まで示す必要があるため。	18ページの文言を「交流や、共に過ごすための環境づくりなどを促進します」に修正。	平和都市宣言を計画の基盤として心強く感じている旨の意見あり。	「共に過ごすための環境づくり」は共生社会の実現に不可欠であり、交流活動と並行して「日常生活の中で自然に共生できる環境」を整えることが重要であると考えています。このため、本文については現在の表記のままとさせていただきます。
3	谷委員	1-3 基本理念・基本目標 / 各論・施策の方向	意識調査結果について、分析・評価から施策の方向性、具体策・事業化までの道筋を明確にし、施策への反映をより分かりやすく記載してほしい。	本人が希望する暮らしやサービスに関する意識調査結果がある一方、グループホーム以外の在宅サービスや居場所づくりについては、具体的な充実策が見えにくい。	20P「地域生活を支援する相談支援体制の整備」の後に「在宅サービスの基盤を整備します。」を追加し、表2-2(2)「利用の推進」の後に「及び基盤の整備」を加える。	訪問系サービスのデータ追加はされたが、施策への追加反映がないとの意見あり。	在宅サービスの基盤整備につきましては、総論P.20に記載しております施策の方針で触れておりますとおり、様々な方向からアプローチを行い誰もが安心して暮らせる基盤づくりを行う中に含まれる要素でございます。このため、本文については現在の表記のままとさせていただきます。
4	山田委員	2-1 差別の解消、権利擁護の推進	「交流を促進」だけでなく、「共に過ごすための環境づくり」を追記してほしい。	共生社会の実現には、限定的な交流だけでなく、障害のある人となない人が日常的に共に過ごせる環境整備が必要のため。	1ページの文言を「交流と、共に過ごすための環境づくりを促進していく必要があります」に修正。		「共に過ごすための環境づくり」は重要な視点と認識しております。一方で、各論2-1では差別の解消に関する基本的な方向性を示していることから、この趣旨は各論2-4等において具体的に示す整理としております。このため、本文については現在の表記のままとさせていただきます。
5	谷委員	2-1 差別の解消、権利擁護の推進	成年後見制度の利用推進について、法改正の動きや意思決定支援重視の方向性を踏まえた表現に見直してほしい。	現行の成年後見制度には見直しの議論があり、本人の意思決定支援を基本とする方向での制度改正の動きに留意すべきと考えるため。	成年後見制度の利用推進に関する記載を、制度見直しの動向に留意した表現に修正する。	法改正の動きを踏まえた文言とすることを要望。	成年後見制度の改正は現時点で制度内容が確定していないことから、未確定の情報を前提として計画に記載することは難しいと考えております。今後の制度見直しの動向を注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。
6	谷委員	2-1 差別の解消、権利擁護の推進 / 2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	本人の意思尊重や希望する生活の実現について、相談支援体制の充実にとどめず、計画全体の基本理念・施策の柱として明確に位置付けてほしい。	意識調査結果から、本人の希望する暮らしやサービスの実現を施策の基本に据えるべきと考えるため。	2-1及び2-2の記載を、「自らの希望する生活の実現にむけて、自己決定・意思決定を支援するため、相談支援体制の充実をはじめ、各施策の充実を図ります。」に変更する。		本人の意思尊重や希望する生活の実現は、計画全体を通じて重要な視点であると認識しております。その上で、各論2-1と2-2はそれぞれ異なる施策の方向性を示す構成としており、現時点では現在の記載のままとさせていただきます。
7	谷委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	グループホームについて、役割整理を行った上で重点整備を進めること、また支援ワーカーの役割と評価基準を明確にしてほしい。	地域移行、重度化、親亡きあと等への対応にグループホームが重要であり、あわせて支援体制の明確化が必要と考えるため。	取組内容に、グループホームの重点整備と、新・グループホーム支援ワーカーの役割・評価基準の明確化を追加する。	国の新規抑制や報酬削減、全国的な虐待事案の発生を踏まえた意見。	ご提案いただいた内容は、現時点で本計画期間中の具体的な実施内容として整理できていないことから、計画への記載は見送らせていただきます。いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
8	谷委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	人材確保について、具体的な事業の方向性を明記し、「補助を継続」ではなく「補助を拡充」とするとともに、新たな人材確保拠点の創設を盛り込んでほしい。	人材不足による廃業や、人材紹介ビジネスによる経営圧迫が生じており、現状の施策の延長では対応が難しいと考えるため。	「人材確保の方策を検討します。」の後に具体的な方向性を記載し、「補助を拡充し」に修正するとともに、「船橋市福祉人材・共生社会人材センター」の創設を追加する。	高齢者や保健医療分野も含めた総合的な人材確保施策を求める意見。	ご提案いただいた内容は、現時点で本計画期間中の具体的な実施内容として整理できていないことから、計画への記載は見送らせていただきます。人材確保の重要性については認識しており、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
9	池田委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	船橋市福祉有償運送運営協議会の開催について、担当課の記載が現在の所管と合っているか確認してほしい。	地域福祉課から福祉政策課に変わったと聞いているため。	担当課の記載内容を確認し、必要に応じて修正する。		令和8年度より福祉政策課へ業務移管されたため、担当課の記載を反映して策定します。
10	池田委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	保育所における障害のある児童の受入について、「保育の利用に適すると判断した児童」という表現を、個別判断などのやわらかい表現に見直してほしい。	障害のある子どもが初めて地域の中に出ていく場面であり、「利用に適する」という表現は保護者にとって厳しく感じられるため。	「個別の事例判断」を用いた表現、またはそれに準じたやわらかい表現に修正する。	障害のある子どもが初めて地域の中に出ていく場所である点への配慮が必要との意見。	いただいた内容を踏まえ、担当課と調整の上、受入れは要綱に基づき実施し、医療的ケア児については児童の状況に応じて個別に判断する方向で修正予定です。
11	山田委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	医療的ケア児の保育所受入れについて、現状どおり個別判断の表現にしてほしい。	「保育利用に適すると判断した児童」との表現では、受入れが限定される印象を与え、実情とみずれるため。	19ページの記載を「保育の利用に適すると判断した児童の受け入れ」から、「医療的ケアの種類や年齢の制限は設けず、個別の事例で判断」に修正。		いただいた内容を踏まえ、担当課と調整の上、受入れは要綱に基づき実施し、医療的ケア児については児童の状況に応じて個別に判断する方向で修正予定です。

番号	委員名	該当部分	要望事項の要旨	理由の要旨	反映する場合の提案文章の要旨	留意点	事務局回答
12	三浦委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	未就学の聴覚障害児支援について、手話が言語であることを踏まえ、同じ障害を持つ講師による指導や、手話を学びながら自己意思を表明できる環境づくりを記載してほしい。	手話に関する法制度の趣旨として、「手話を獲得」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」の5つの権利があるため。	2-2 資料3 18ページ「児童発達支援の実施」に、聴覚障害児への手話習得・自己表現支援の視点を追記。		ご意見の趣旨は、障害のある子どもへの支援の充実を図る上で重要な視点と認識しております。計画には、(3)の1「療育支援体制の整備」に含めて整理しているため、本計画に個別記載はいたしません。今後も療育支援体制の充実に向けてまいります。
13	三浦委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	令和7年6月施行の手話に関する施策推進法を踏まえ、手話の習得・使用に関する合理的配慮、派遣事業・養成事業、意思疎通支援、手話の普及を促進する記載を盛り込んでほしい。	令和8年2月5日の資料と記載が異なっているため。	2-2 資料3 1ページ19～23行目に、法に基づく必要かつ合理的な配慮、派遣・養成事業、意思疎通支援、手話の普及促進に関する文言を反映。		手話の普及の促進について、ご意見を踏まえ、文言を修正いたします。
14	三浦委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	「意思疎通支援の充実」を「意思疎通支援・意思決定支援の充実」に見直してほしい。	障害のある人にも意思決定支援が必要であり、人権に関わるため。	2-2 資料3 1ページ(6)の見出しを「意思疎通支援・意思決定支援の充実」に修正。		意思決定支援は(1)相談支援体制の充実に位置付けており、(6)では主として意思疎通支援に関する施策を整理しております。このため、見出しは現在の表記のままさせていただきます。
15	三浦委員	2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	「聴覚障害者への意思疎通支援のため」という表現を、「聴覚障害者・聞こえにくい人へのため」など、手帳所持者に限らない表現に見直してほしい。	聴覚障害者のほかに身体障害者手帳を取得していない人も含まれ、改正障害者基本法の社会モデルの考え方からも対象を狭く捉えるべきでないため。	2-2 資料3 24～25ページの文言を、手帳の有無に限られない表現へ修正。		他の項目と合わせて「聴覚に障害のある人」として修正いたします。
16	山田委員	2-3 保健医療の推進	乳幼児健診や相談等に関わる専門職に、障害を否定的に捉えない姿勢を計画に反映してほしい。	障害のある子どもを持つ家族は、保健医療分野の専門職との最初の関わりに大きく影響を受けるため。	具体文案は未整理だが、家族受容を支える視点や、命の大切さを伝える姿勢を盛り込むことを要望。		ご意見の趣旨は、障害に対する理解や受け止め方に関する啓発につながる重要な視点であると認識しております。計画には、各論2-1「障害を理由とする差別の解消」に関する取組の中で、理解促進や意識啓発を進めていく考えです。そのため、本計画への個別の反映は行いませんが、いただいたご意見は、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。
17	稲見委員	2-3 保健医療の推進	「障害の原因となる疾病等の予防・治療」は、市民一般向け施策にも見えるため、障害者計画としての位置づけを整理してほしい。	本計画は「障害のある人のための基本的方向性」を示すものであり、対象を絞った方がよいのではないかと疑問があるため。	明確な修正文案まではないが、障害のある人のための施策に絞る考え方を提示。	既に計画上位位置付けがあるため、強いこだわりではない旨の補足あり。	本計画の基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現」に向けて、市民全体を対象とする内容についても、必要なものは計画に位置付けてまいります。
18	池田委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	不登校の児童生徒への対応についても、取組に入れてほしい。	学校に通えていないという話を聞くことがあり、不登校者の人数も年々増加していると思われるため。	取組の中に、不登校の児童生徒への対応に関する視点を加える。		不登校の児童生徒への対応は重要な課題の一つであると認識しております。一方で、本計画においては教育分野全体の取組との関係を踏まえ、現時点では個別に記載しない整理とさせていただきます。
19	山田委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	インクルーシブ教育の記述が、障害のある子ども側に「適応」を求めるように読めるため、表現を見直してほしい。	障害を個人の課題でなく社会との関係で捉える考え方を、計画文にも反映すべきため。	7ページの表現を、「障害のある子供を支援し、あわせて…適応しやすい集団づくりの充実を図ります」に修正。		ご意見を踏まえ、ライフサポートファイルや連絡票の活用とあわせて、インクルーシブな地域環境の整備に向けた表現に修正予定です。
20	山田委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	特別支援教育コーディネーターの役割の重要性や、校内理解の促進、相談・調整機能について計画に書き加えてほしい。	通常学級で学ぶ障害のある子どもへの理解が十分でない場合もあり、校内の相談・調整役として重要なため。	校内研修の実施、障害のある児童への理解促進、保護者・教職員からの相談対応を行う旨を追記。		特別支援教育コーディネーターの役割は重要であると認識しております。一方で、本項目は教職員研修の充実を主眼として整理しており、他の取組とのバランスも踏まえ、計画案は現行の記載とさせていただきます。具体的な取組内容は、毎年度の実績等を通じて示してまいります。
21	稲見委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	インクルーシブ教育システムの推進について、第4次計画と第5次計画で内容がほぼ同じである理由を確認したい。	第5次計画では新たに連絡票の活用が加わっているものの、全体として第4次計画とほぼ同じ内容であり、推進が十分でなかったのか、さらに高みを目指す趣旨なのか確認したいため。		システム推進のためには「校内で共通理解が図られているか」が重要なポイントではないかとの意見あり。	第5次計画においても第4次計画と同様の内容を掲げているのは、インクルーシブ教育システムの推進が引き続き重要な課題であり、継続して取り組む必要があるためです。その上で、「引継ぎのための連絡票」の活用を加えるなど、内容の充実も図っております。
22	稲見委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	教職員研修について、特別支援教育担当者だけでなく、一般の教員への周知のための研修が考えられているのか確認したい。	2-4(2)教育環境の整備の中で、教職員への研修の充実が挙げられているため。		システム推進のためには「校内で共通理解が図られているか」が重要なポイントではないかとの意見あり。	教職員への研修につきましては、各学校の担当者を中心に、現行項目に記載の研修等を含めて実施しております。また、必要に応じて総合教育センターと連携し、ニーズに応じた研修を行っております。
23	谷委員	2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の推進	国際交流について、姉妹都市デンマーク・オーデンセ市との障害施策や人材交流を明記してほしい。	オーデンセ市が計画期間中に姉妹都市記念事業周年を迎えること、またデンマークがノーマライゼーションの発祥の地であることから、交流の意義があるため。	15P「国際交流を実施します。」の後に、オーデンセ市との障害施策・人材交流に関する記載を追加する。		国際交流記念事業における交流は、障害の有無にかかわらず実施する取組として位置付けております。そのため、現時点では障害施策や人材交流に特化した記載は行わず、計画の記載は現行のとおりとさせていただきます。